

入札参加有資格者の皆さまへ

大 阪 市

令和3年4月以降の電子入札の利用範囲について

令和3年3月29日付で周知しておりました、「令和3年4月以降の電子入札の利用範囲について」について、記載に誤りがあったため、次のとおり修正いたしました。

契約管財局以外で電子入札を利用している所属における電子入札の利用範囲 (別紙)  
(令和3年4月～令和4年3月)

※黄色で着色した部分が修正点です。

【修正前】

所属	工事請負		工事以外の請負 物品買入、物品借入	業務委託	測量・建設コンサルタント等
			(※4)		
中央卸売市場	全件	(※3)	全件	全件	全件



【修正後】

所属	工事請負		工事以外の請負 物品買入、物品借入	業務委託	測量・建設コンサルタント等
			(※4)		
中央卸売市場	全件	(※2)	全件	全件	全件

- ※1 予定価格が700万円超の案件は、契約管財局で入札実施
- ※2 予定価格が200万円超の案件は、契約管財局で入札実施
- ※3 予定価格が100万円超の案件は、契約管財局で入札実施
- ※4 予定価格が200万円超（物品借入は140万円超）の案件は、契約管財局で入札実施

なお、修正後の全文については、下記のリンクよりご覧ください。

[令和3年4月以降の電子入札の利用範囲について \(令和3年4月30日更新\)](#)

お問い合わせ  
 大阪市契約管財局契約部制度課契約制度グループ  
 電話番号 06-6484-7062